

（趣旨）

第1条 この要綱は、八王子市地球温暖化対策地域推進計画に掲げた事業者における省エネの推進を目的として、省エネルギー診断に基づき、省エネルギーに資する設備・機器を設置する中小企業者に対して、市が予算の範囲内において交付する補助金について、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（昭和35年八王子市規則19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 法人又は個人で事業活動を行う者であり、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条1項に規定する中小企業者。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有し、かつ市内の事業所に事業所用として設備・機器を設置しようとする中小企業者とする。ただし、設置する事業所の所有権を有しない場合は、当該事業所の所有者から設備・機器を設置することについて承諾を得ることとする。

2 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 東京都地球温暖化防止活動推進センターが実施する省エネルギー診断を平成31年（2019年）4月1日以降に受診していること。
- (2) 「省エネルギー診断」に基づき省エネルギーに資する設備・機器を設置すること。
- (3) 事業者向けの省エネ対策事業「八王子省エネカンパニー」に既に登録していること、又は実績報告時に登録すること。
- (4) 市税（国民健康保険税を含む）を滞納していないこと。
- (5) 事業所の販売等による利益を目的としていないこと。
- (6) 八王子市暴力団排除条例（平成23年12月15日条例23号）第2条に規定するものではないこと。

（補助対象機器、用途及び補助金の額）

第4条 補助金の対象となる設備・機器（以下「補助対象機器」という。）、用途及び当該機器等に係る補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

（補助対象の経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入及び改修工事に関する費用とする。

（補助の制限）

第6条 補助の交付は予算の範囲内において行うものとする。また、本補助制度による交付は、1企業者につき2事業所とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請する者は、機器等の設置及び施工前に、中小企業省エネ改修等推進事業補助金交付申請書(第1号様式)にその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出する。

ただし、複数の事業所を申請する場合は、事業所毎に提出すること。

(手続代行者)

第8条 申請者は、補助金の交付に係る事務等の手続を第三者に代行させることができる。

2 申請者は、事務手続を代行させるときは、中小企業省エネ改修等推進事業補助金に係る書類等に手続代行者の氏名、住所等を記載しなければならない。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の氏名又は名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を認めないことができる。

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、第7条又は前条により申請を受けた際はその内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

2 前項に定める審査等の結果、補助金を交付することを決定したときは中小企業省エネ改修等推進事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないことを決定したときは中小企業省エネ改修等推進事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更・中止等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、その内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに、中小企業省エネ改修等推進事業補助金内容変更・中止申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。なお、内容変更の場合、変更内容が確認できるものを添付することとし、補助金額の増額変更は認めない。

2 市長は、前項に定める変更・中止の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い変更・中止を承認したときは、中小企業省エネ改修等推進事業補助金内容変更・中止承認通知書(第5号様式)により、補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助対象機器の設置が完了したときは、中小企業省エネ改修等推進事業補助金実績報告書(第6号様式)に必要書類を添えて、完了日から起算して1月以内、又は令和5年(2023年)2月28日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、特に必要があると認めたときは、令和5年(2023年)2月28日までの期限内において、1月間に限って延長することができる。

2 市長は、前項の規定により実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、補助金の交付額を確定し、中小企業省エネ改修等推進事業補助金交付額確定通知書(第7号様式)により補助決定者に通知する。

(交付決定の取り消し等)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項に定める各号のいずれかに該当すると認め、交付決定を取り消すことを決定したときは、中小企業省エネ改修等推進事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第13条 第11条第2項の規定により補助金の交付確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して1月以内に中小企業省エネ改修等推進事業補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助決定者の責務)

第14条 補助決定者は、補助金等の交付の決定の内容及び通知に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない。

2 補助金等に係る予算の執行の適正を図るため、補助決定者は、補助事業等に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めたときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。

3 補助決定者は、前項に規定する資料を、補助事業等の完了後、5年間保存しなければならない。

4 補助決定者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

(管理)

第15条 補助金を受給した者は、善良な管理者の注意をもって機器を管理し、建物における使用に充てるよう努めなければならない。

(協力の要請)

第16条 市長は、補助金を受給した者に対して、機器に関するアンケート等についての協力を求めることができる。

2 市長は、補助金を受給した者に対して、設備改修、運用改善を行ったことによるエネルギー消費量及びCO₂排出量の削減の効果や、具体的な運用改善方法について報告をすること、また、市が開催するセミナー等で実施結果について報告することを求めることができる。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、補助金を受給した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金を返還させるこ

とができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(見直し)

第18条 この補助事業は、補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

補助対象機器	補助金額
空調設備	(1) 補助対象経費の2分の1 上限500千円
照明設備	(環境マネジメントシステムであるISO 14001又はエコアクション21を認証・ 取得している事業者)
その他省エネルギー診断の結果に基づき 導入する節電その他の省エネルギーに関 する設備・機器	(2) 補助対象経費の3分の1 上限400千円 (環境マネジメントシステムであるISO 14001又はエコアクション21を認証・ 取得していない事業者)

備考

- 1 設備・機器は、全て未使用品且つ購入品であること。
- 2 設置にあたっては、建築基準法その他関係法令を遵守すること。
- 3 設置する設備・機器について、その種類ごとにおいてエネルギー使用量を改修前より25%以上削減するもの。
- 4 国・都等からの補助金がある場合は、これを補助対象経費から控除する。
- 5 再生可能エネルギー機器に関しては対象外とする。
- 6 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 7 表に示す補助金額は1事業所あたりの金額とする。